

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人佐賀大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとする。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(2%) 1	(5%) 43
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(10%) 4	(11%) 96		
随意契約		(90%) 38	(89%) 743	(67%) 28	(70%) 583
合 計		(100%) 42	(100%) 839	(100%) 42	(100%) 839

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%)	(0%)
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(0%) 0	(0%) 0	(0%)	(0%)
合 計		(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(2%) 1	(5%) 43
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(10%) 4	(11%) 96		
随意契約		(100%) 38	(100%) 743	(67%) 28	(70%) 583
合 計		(100%) 42	(100%) 839	(100%) 42	(100%) 839

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年2月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行する。

(1) 総合評価方式の導入拡大

公共工事等について、総合評価落札方式による一般競争入札の拡大を図る。

(2) 複数年度契約の拡大

保全業務等の見直しを行い、複数年契約が実施できるものについて再度検討を行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、入札公告した案件の入札関係書類の請求方法を電子メール方式に移行することで手続きの効率化を図る。また、電子入札の拡大について検討を行う。

(4) 契約事務の効率化

- ① 複数の異なる契約案件の見直しを行い、可能なものについては、業務内容をまとめる等により、契約事務の効率化を図る。
- ② 契約時期の見直しを行い、可能なものについては、一定期間内の契約事務を分散化し、事務の効率化を図る。